

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から50年3月まで
② 平成4年11月

私は、市役所で国民年金の加入手続を行った後に、昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付した。また、平成4年11月分についても前後の期間同様に市役所で納付しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、現在居住する市に転入後、市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所窓口で申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に払い出されており、申立人に別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころ加入手続を行ったものと推測されるが、この時点では申立期間①は既に時効のため、後に実施された第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月）を利用して納付するしか方法は無かったことになる。しかしながら、申立人は申立期間①の保険料を納付した時期、納付した金額及び一括納付したのか分割納付したのかについて記憶が無いとするなど、申立期間①について特例納付したことは推認し難い。

また、申立人の居住する市の国民年金記録及び申立人の所持する領収書によると、昭和50年度及び51年度の保険料を昭和52年8月末に、52年度保険料を53年5月にそれぞれ過年度納付した記録があることから、申立人は、これら過年度納付を申立期間①に係る保険料納付として混同している可能性も否定できない。

一方、申立期間②は1か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであることから、申立期間②に係る保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1244

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 9 月まで

私が退職した後、母親が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。母親は他界しており当時の状況は不明だが、しっかりした人であったため、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ 15 か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間は納付済みであるのに、申立期間が未納とされているのも不自然である。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、短期間（14 か月）の未納はあるものの、国民年金制度発足時から加入して 60 歳到達までの長きにわたり保険料を継続して納付しており、保険料の納付に対する意識も高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月から50年3月まで

私の父親は、私が20歳になった後すぐに国民年金に加入していなかったことに気づき、将来、年金が満額にならないとかわいそうだからと保険料を払ってくれた。その時、今後、保険料を滞納することが無いように叱咤されたことを覚えている。私は父親の「年金が満額にならないとかわいそうだから保険料を払って来た」という言葉が脳裏にあり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達後、国民年金に加入しておらず、未加入であることに気付いた申立人の父親が、市役所で加入手続きを行い、国民年金保険料をさかのぼって納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年9月2日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ加入手続きを行ったものと推認できるが、この時点で、申立期間のうち48年7月から50年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった上、第2回特例納付の申出期間中であったことから、特例納付制度を利用すれば、申立期間の大半（昭和48年4月から同年6月までを除く）について保険料を納付することも可能であった。

また、申立人の父親は、特例納付を行った経験は無いが、申立人の父親が国民年金に加入したと推測される昭和42年7月の時点において、さかのぼって納付することが可能であった過去2年間の保険料を過年度納付しており、過年度納付についての知識はあった上、以後、保険料を未納無く60歳到達ま

で納付していることから、保険料の納付意識も高かったと考えられ、申立人についても少なくとも過年度納付が可能であった 48 年 7 月から 50 年 3 月までの保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

しかしながら、申立人は、申立人の父親が申立期間について納付した保険料額について、最初の数字が 7 であった記憶があるとするのみで単位についても明確な記憶が無い上、実際に申立期間（加入手続きが行われたとみられる昭和 50 年 9 月ごろの時点では納付できない 48 年 4 月から同年 6 月までを除く）について納付するのに必要となる金額は、7 が最初になる金額にはならず、千円単位（7 千円台）、万円単位（7 万円台）のいずれと想定しても大きく乖離^{かいり}するほか、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親も既に他界しており、ほかに申立期間について特例納付をしたことが推認できるまでの周辺事情及び関連資料も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。昭和49年9月30日付でA社B支店を退職したことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

離職証明書、雇用保険被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社B支店に昭和49年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年8月における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録により9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に廃業しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和49年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1297

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B本部における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金記録の被保険者記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。当該期間は、A事業所B本部から関連会社であるC事業所へ異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所（A事業所が名称変更）の事業主の回答及び人事担当者の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和60年4月1日にA事業所B本部からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B本部における昭和60年2月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和60年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していたことが認められることから、申立人の厚生年金保険第四種被保険者の資格取得日に係る記録を昭和 48 年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の第四種被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、A事業所を退職時に、あと1カ月で受給権を満たすと会社の担当者から聞いたため、社会保険事務所に行き、1カ月分の厚生年金保険料を納めたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の第四種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所でA事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 48 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の第四種被保険者の被保険者資格を取得する手続を行った。」と主張しているが、社会保険庁（当時）の記録では、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者の記録は確認できない。

また、申立人は、A事業所に昭和 28 年 4 月 1 日に入社し 20 年間勤務し、48 年 3 月 31 日に退職したが、A事業所の事務担当者から、厚生年金保険の加入手続が1か月遅れ、239 月の加入記録となってしまったこと、及び自分で納めることができる第四種被保険者の制度があることを教えてもらったとしているところ、A事業所は加入手続が1か月遅れたことを認めている。

さらに、社会保険事務所で手続した当時の状況については、「社会保険事務所のカウンターの奥から2番目の男性職員に、厚生年金保険の第四種被保険者

の厚生年金保険料を支払った。A事業所で引かれていた金額より倍くらいで、高かった。」と主張しており、その供述内容は具体的かつ詳細である。

加えて、申立人の記録を管理する年金事務所は、「申立期間当時の第四種被保険者の被保険者原票を調査したが、第四種被保険者記録の確認できる者の被保険者原票も含め確認できないことから、記録の管理の不備が考えられる。昭和*年以降の第四種被保険者については、管理台帳が残っているため、第四種被保険者記録の加入状況、厚生年金保険の納付状況について確認できるが、それより前の期間については、第四種被保険者の厚生年金保険料を領収した者であっても、第四種被保険者の資格の取得の事実と厚生年金保険料の納付を確認する資料を有していない。第四種被保険者の被保険者原票はオンライン管理に移行する際に廃棄されており、マイクロ記録を作成しないで原本を廃棄した理由は判明しなかった。」と回答している。

また、年金事務所の職員は、「第四種被保険者の厚生年金保険被保険者原票の記録は、マイクロ記録として厚生年金保険料を領収した事務所が保管することになっていた。記録が保管されていないことについて、合理的な説明をすることはできない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種厚生年金保険料を納付していたことが認められることから、申立人の第四種被保険者の資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正することが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係るA事業所における昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和40年12月1日、資格喪失日は42年2月13日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年12月から41年9月までは1万8,000円、41年10月から42年1月までは2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から42年2月13日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元取締役の証言から、申立期間について、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証は、申立人の旧姓と同姓で名前の一字及び、生年月日の年数が異なっており、資格の取得日は昭和40年12月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている記号番号、氏名、生年月日及び資格の取得日と同じ記載がされていることが確認できる。

加えて、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、資格喪失日は昭和42年2月13日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると確認で

き、申立人が主張する昭和 40 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42 年 2 月 13 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 40 年 12 月から 41 年 9 月までは 1 万 8,000 円、41 年 10 月から 42 年 1 月までは 2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和61年4月1日、資格喪失日は63年5月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年4月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から62年9月までは14万2,000円、同年10月から63年4月までは15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から63年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所で勤務していた期間について、厚生年金保険の加入期間となっていない旨の回答を得たが、当時、B共済組合の組合員となっていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の旧姓と同姓同名で、かつ、申立人と生年月日が一致するB共済組合から社会保険庁(当時)に移管された基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該記録は、昭和61年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、63年5月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、B共済組合が発行した年金加入期間確認通知書において、申立人は、昭和61年4月から63年4月までの期間、当該共済組合の組合員であったことが確認できる。

さらに、申立人が提出した申立期間に係る給与支給明細書において、C年金掛金が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人に係るものであると確認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和61年4月1日にB共済組合の組合員の資格を取得し、63年5月1日に資格を喪失した旨の届出を当該共済

組合に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合のオンライン記録から、昭和61年4月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から62年9月までは14万2,000円、同年10月から63年4月までは15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間③について、申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Eにおける資格取得日に係る記録を昭和46年1月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間⑤について、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Iにおける資格取得日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月10日から24年4月10日まで
(船舶所有者A、B船舶)
② 昭和31年1月20日から同年7月1日まで
(船舶所有者C、D船舶)
③ 昭和46年1月18日から同年2月1日まで
(船舶所有者E、F船舶)
④ 昭和47年1月10日から同年4月27日まで
(船舶所有者G、H船舶)
⑤ 昭和47年6月1日から同年9月1日まで
(船舶所有者I、J船舶)

社会保険事務所(当時)に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間①、②、③、④及び⑤について、船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。申立期間に船員として勤務したことは船員手帳で明らかなので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人が所持する船員手帳により、F船舶で昭和46年1月18日に雇入れ、同年3月17日に雇止めの記録が確認できる。

また、申立期間③当時、F船舶に乗船していた複数の同僚は、船長である申立人と一緒に勤務していたことを証言しており、これら複数の同僚は、いずれも申立期間③において船舶所有者Eにおける船員保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、船舶所有者EのF船舶に勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船舶所有者Eにおける昭和46年2月のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者Eは解散しており、申立期間当時の船員保険の届出、保険料納付について確認できる資料が無いため事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑤について、申立人が所持する船員手帳により、船舶所有者IのJ船舶で昭和47年6月1日に雇入れ、同年11月22日に雇止めの記録が確認できる。

また、J船舶の船員保険被保険者名簿により申立期間⑤前から船長として被保険者記録が確認できる者の妻に照会したところ、申立期間⑤当時、申立人が後任の船長としてJ船舶に勤務していたと証言しており、J船舶の船長交代時期は、前任の船長が保管していた船員手帳により、J船舶の雇止日が昭和47年6月1日であることが記録されている。

さらに、J船舶の船員保険被保険者原票によると、複数の同僚が申立期間⑤について被保険者資格を有していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤において、船舶所有者IのJ船舶に勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船舶所有者Iにおける昭和47年9月のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、船舶所有者 I は解散し、事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人が提出した船員手帳により、B船舶で昭和 23 年 7 月 10 日に雇入れ、24 年 5 月 1 日に雇止めの記録が確認できる。

しかし、船舶所有者 A、B 船舶を運営していた K 社における船員保険の事務担当者は、「船員保険の被保険者資格の届出は、船舶所有者の指示どおりに行っていた。被保険者の資格を有していない船員から保険料を控除することは無かった。」と証言している。

また、B船舶の乗組員による、「B船舶には 4～5 人が乗船していた。」との証言及び船舶所有者 A、B 船舶の船員保険被保険者名簿における申立期間①に係る被保険者数（2 人）から判断すると、K 社は、B船舶の乗組員全員について、船員保険への加入手続きを行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、K 社は解散しており、船舶所有者 A（K 社の事業主）も死亡しているため、申立人に係る船員保険の適用状況について証言が得られない。

申立期間②について、申立人が提出した船員手帳により、船舶所有者 C、D 船舶で昭和 31 年 4 月 19 日に雇入れ、同年 7 月 1 日に雇止めの記録が確認できる。

しかし、船舶所有者 C、D 船舶を運営していた K 社における船員保険の事務担当者は、「船員保険の被保険者資格の届出は、船舶所有者の指示どおりに行っていた。被保険者の資格を有していない船員から保険料を控除することは無かった。」と証言している。

また、D船舶の乗組員による、「D船舶には 7～8 人が乗船していた。」との証言及び船舶所有者 C、D 船舶の船員保険被保険者名簿における申立期間に係る被保険者数（4 人）から判断すると、K 社は、D船舶の乗組員全員について、船員保険への加入手続きを行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、K 社は解散しており、船舶所有者 C（K 社の事業主）も死亡しているため、申立人に係る船員保険の適用状況について証言が得られない。

申立期間④について、申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人は、船舶所有者 G、H 船舶で、船長として、昭和 47 年 1 月 10 日に雇入れ、同年 4 月 27 日に雇止めの記録が確認できるところ、船舶所有者 G の船員保険被保険者名簿により、当該船舶所有者が同年 1 月 16 日に適用事業所でなくなったことが確認できることから、H 船舶は、同日以降、船舶所有者 G とは別の船舶所有者により運航されていたことがうかがわれる。

しかし、申立人は、船舶所有者 G に代わる船舶所有者名を記憶していない上、

H船舶の同僚についても記憶していないため、H船舶の船籍港を管轄する法務局に照会したが、「H船舶の登記は確認できない。」との回答しか得られなかった。

また、船舶所有者Gは解散しており、申立期間当時の事業主とは連絡がとれないため、申立人に係る船員保険の適用状況について証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び④における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1302

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和56年3月24日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月24日から同年7月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得た。給与明細等はないが、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名であり、生年月日のうち月日が申立人と同じである未統合記録が発見され、当該記録では、被保険者資格の取得日が昭和56年3月24日で、喪失日が同年7月15日と記載されていることが確認できる。

また、A事業所の現在の人事担当者は、「当社が保管する台帳に、申立人と同姓同名の者の厚生年金保険の加入記録が確認できる。申立人の生年月日とは2年違っているが、申立期間当時、従業員の生年月日が異なるケースは、過去にも何度かあったため、この記録は、申立人の記録の可能性が高いと思われる。」と回答している。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が、一緒にトレーニングを受けたとして氏名及び年齢を記憶している同僚は、前述の未統合記録と同年同月（昭和56年3月27日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人は、A事業所が経営するB店舗のCはD国人であったとして氏名を挙げているところ、申立事業所は、「同名

のD国人は勤務していた。」と回答している。以上のことから、申立人の証言は、詳細かつ具体的であり、申立期間当時の当該事業所の状況と一致することから、申立人は、当該事業所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると確認でき、A事業所の事業主は、申立人が当該事業所において昭和56年3月24日に被保険者資格を取得し、同年7月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 4 日から 22 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の資格喪失日時点の脱退手当金の支給要件は、厚生年金保険法第 48 条の規定により「被保険者期間 3 年以上 20 年未満の者が死亡または資格喪失したとき」であったが、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 8 月 31 日までの期間においては、厚生年金保険法施行令第 22 条の 2 の規定に該当すれば、被保険者期間が 3 年に満たなくとも、脱退手当金を受給することが可能であった。しかし、申立人は自己の都合により退職したと述べているところ、当該脱退手当金の支給対象となる厚生年金保険被保険者資格喪失要件に自己の都合によるものは無く、申立期間に係る事業所の現在の事業主は、「戦争終結により会社を縮小したことは無い。」と証言しており、支給要件として可能性がある戦争終結による事業所の廃止等により資格を喪失したことによるものにも該当するとは考え難く、当時、申立人は脱退手当金の受給要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、申立人は脱退手当金が支給されたとされる時期から間もなくして別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 6 日から 36 年 3 月 20 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人は、当該未請求期間に係る事業所で夫と知り合い、その後、関連のある申立期間②に係る事業所に異動したと述べていることを踏まえると、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に年金記録の確認を行ったところ、上記申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

給与明細書から厚生年金保険料が控除されており、A事業所に平成元年9月30日まで在籍していたと認識しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びA事業所の事業主の回答から判断すると、申立人は、平成元年9月30日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係るA事業所における平成元年8月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の給与から申立期間に係る保険料を控除したが、申立てどおりの届出はしておらず、保険料を納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成元年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成12年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月30日から12年1月1日まで

社会保険事務所（当時）に申立期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が確認できないとの回答であったが、同じ場所に勤務していたのに、一か月間の空白になっていることには納得できないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言、A事業所及び顧問会計事務所の回答書から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（平成12年1月1日にA事業所からB事業所に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成11年11月のオンライン記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を平成12年1月1日とすべきところ、11年12月30日を資格喪失日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、同年12月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1317

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 42 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 5 月 15 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録を確認できないとの回答を得たが、厚生年金保険被保険者証の資格取得日の記録は、昭和 42 年 8 月 1 日になっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間について当該事業所で勤務していたことを確認することができる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証における「はじめて資格を取得した年月日」欄は、「昭和 42 年 8 月 1 日」と記載されていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日も同日となっていることが確認できる。

一方、申立人に係る A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、資格を取得した日付が、昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 5 月 15 日に訂正されていることが確認できるものの、42 年 10 月の定時決定の記録は取り消されておらず、社会保険事務所における記録管理に不自然さが認められる。

これらを総合的に判断すると、A 事業所の事業主は、申立人が昭和 42 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行

ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和42年8月1日の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び同年10月の定時決定の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日は2万円、16年7月20日は9万8,000円、同年12月20日は8万円、17年8月27日は9万円、同年12月26日は8万円及び18年12月20日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月1日から18年5月1日まで
② 平成15年7月22日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年8月27日
⑦ 平成17年12月26日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月18日

申立期間①について、A事業所に係る標準報酬月額、給与支給額に見合

う標準報酬月額に比べて著しく低額であることが分かったので、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②から⑨までについて、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所（当時）の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録がないため標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑧までにおける申立人に係る標準賞与額については、申立人及びA事業所から提出された賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日は2万円、16年7月20日は9万8,000円、同年12月20日は8万円、17年8月27日は9万円、同年12月26日は8万円及び18年12月20日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間③から⑧までに係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月22日、16年7月20日、同年12月20日、17年8月27日、同年12月26日及び18年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑨について、平成19年7月18日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間⑨当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間①について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立期間①のうち、平成15年1月、同年3月、同年5月、同年6月、同年8月から16年8月までの期間、同年11月、17年1月から同年5月までの期

間及び同年7月から同年12月までの期間について、申立人が提出したA事業所における給与明細書から、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認でき、16年11月については、当該給与明細書で確認できる報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていない上、当該給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、上述以外の期間について、申立人及びA事業所は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

さらに、A事業所は、「申立期間において、申立人の給与からは、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に応じた保険料を控除していた。」と回答している。

加えて、A事業所に係る申立人のオンライン記録における標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は保険料控除額を確認できる賞与明細書を所持しておらず、A事業所は、「申立期間②については、賞与は支給していない。」と回答している。

このほか、申立期間②において申立人がその主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和56年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月21日から同年5月21日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。
しかし、A事業所内の転勤であり、申立期間はA事業所B支店で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した年金手帳、A事業所が提出した在籍証明書、雇用保険及び健康保険組合の記録並びに事務担当者の証言より、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し(昭和56年4月21日にA事業所本社から同事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、当該事業所の事務担当者の証言及び昭和56年5月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和56年4月21日とすべきところ、同年5月21日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年8月から4年2月までの標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA事業所における資格喪失日は、平成4年4月10日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年3月における標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から4年3月31日まで
② 平成4年3月31日から同年4月10日まで

申立期間①について、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

申立期間②について、A事業所を退職したのは平成4年4月9日ごろと記憶しており、同年3月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年4月21日）以降の平成4年10月7日付けで、3年8月から4年2月までの標準報酬月額が18万円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、当該事業所のB部において、アシスタントとして勤務していたと述べている。

さらに、A事業所の元取締役は、「自分は社会保険事務の責任者であったが、申立人の氏名を覚えていないので、申立人は社会保険事務の担当者ではなかったと思う。」と述べていることから、申立人は当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は平成4年4月9日であることが確認でき、申立人は、当該期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年4月21日）以降の平成4年10月7日付けで、さかのぼって同年3月31日に被保険者資格を喪失したとする処理が行われていることが確認できる。

また、A事業所における複数の元同僚^{そきゅう}についても、申立人と同様に平成4年10月7日付けで、資格喪失日の遡及処理が行われていることが確認できる。

さらに、元取締役及び複数の元同僚は、「従業員は、平成4年4月9日ごろまで勤務していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年4月10日であると認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額^{そきゅう}については、遡及して取消処理がなされた平成3年10月の定時決定の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を24万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月23日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支給明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書及びA事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において24万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年1月23日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 50 年 2 月まで

私が昭和 49 年 8 月に会社を退職した後、近くに住んでいた義父が私の国民年金加入手続及び保険料納付をしてくれたが、資格取得日が 50 年 3 月とされている。一昨年ほど前に、申立期間に係る保険料の領収書原本を社会保険事務所（当時）に提出したと記憶しているが、納付記録は訂正されず、領収書も現在は所在不明となってしまった。しかし申立期間のうち 50 年 1 月及び 2 月に係る領収書は現在も所持しており、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父が、申立人の退職後すぐに申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、その義父は既に他界しているため、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の夫は申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入は任意であったところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 3 月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころ初めて申立人の国民年金の加入手続は行われたものと推認され、制度上、任意加入の対象となる期間について、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできないことから、同年同月をもって資格を取得することになり、申立人の所持する年金手帳にも資格取得日は 50 年 3 月と記載され、申立期間は未加入とされている。

さらに、申立人は申立期間の一部を含む昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの過年度保険料領収証書を所持しているものの、申立人の国民年金被保険者台

帳（マイクロフィルム）において、同年1月及び同年2月の保険料が還付されたことを示す記録が確認できる上、同記録は、上記のとおり申立人が同年3月に初めて被保険者資格を取得し、申立期間は未加入とされていることとも符合している。

加えて、市の国民年金被保険者名簿でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人の義父が、申立期間のうち昭和49年8月から同年12月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和60年12月から61年12月までの期間及び平成3年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月から61年12月まで
② 平成3年8月

私は、小学生の時から持病があり、常に医療機関での受診が必要であった。そのため健康保険等に参加しなければという強い意識があった。会社退職後は国民健康保険の加入と同時に国民年金の加入手続も行い、保険料は金融機関で納付していたと思う。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、小学生のころから持病があり、医療機関での定期的な受診が必要であるため、申立期間①及び②について、いずれも勤務していた事業所を退職の都度、市役所で健康保険から国民健康保険への切替手続を行い、同時に国民年金の加入手続も行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の年金記録から、平成元年9月ごろに払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたことも確認できないことから、申立人は、このころ初めて国民年金の加入手続を行ったと考えられるが、この時点で申立期間①は既に時効のため、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、申立期間①及び②に係る資格記録の記載は無く、オンライン記録でも申立期間①及び②ともに未加入期間であることから、申立人にこれら期間に係る納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料納付について、自身で行ったと述べているものの、納付金額及び納付場所など明確には記憶しておらず、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年3月までの期間、52年10月から60年3月までの期間、同年10月から61年3月までの期間、同年7月から63年3月までの期間、同年8月から平成元年3月までの期間及び同年6月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から41年3月まで
② 昭和52年10月から60年3月まで
③ 昭和60年10月から61年3月まで
④ 昭和61年7月から63年3月まで
⑤ 昭和63年8月から平成元年3月まで
⑥ 平成元年6月から2年3月まで

私の国民年金保険料は妻が納付しており、国民年金の加入当初は、2、3か月ごとに市役所へ赴き保険料を納付していたが、いつごろからか市役所の職員が毎月集金に来るようになり、その都度、保険料を納付していた。申立期間が未納等とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身では国民年金に関する手続及び保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻は、夫婦の保険料は妻自身が納付してきたと述べているものの、市役所に赴いて保険料を支払ったことや、毎月、市の職員が自宅に集金に来たこと以外は記憶に無いとしている上、夫婦の特殊台帳（マイクロフィルム）から、その妻が行ったことが確認できる特例納付制度を利用しての納付（実施された3回のいずれも利用）及び数次にわたる過年度納付についても覚えていないとしていることから、その妻の保険料納付に係る記憶は曖昧であり、その主張から申立期間の保険料が納付されたことについて推認することは困難である。

また、申立人は60歳到達以降、65歳になるまで国民年金に任意加入して

保険料を納付したことにより、25年の受給資格期間を満了し、受給権を得ているところ、市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は60歳到達時点においては納付済月数が不足し、受給権を獲得できない状況にあったことから、申立人が無年金者とならないように市が指導していた経緯が確認でき、この結果、申立人の年金加入期間（納付済月数及び免除月数）が、年金受給権確保に最低限必要となる300か月となっているものと考えても不自然ではない。

さらに、仮に、申立期間の保険料が納付されていたのであれば、申立人は60歳以降に任意加入する必要は無く、市の指導に応じる必要も無かったと考えられるため、保険料の未納は無いとする申立人の主張は不合理である。

加えて、申立人の居住する市の被保険者名簿及び電算記録でも申立期間の保険料は未納又は免除とされており、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との記録間の齟齬は無い上、複数ある申立期間は計189か月にも及び、その間、申立人が保険料を納付したにもかかわらず、そのすべてが、社会保険事務所（当時）作成の国民年金被保険者台帳及び市作成の同名簿の双方から欠落したことも考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から60年3月までの期間、同年8月から61年3月までの期間、同年7月から63年3月までの期間、同年8月から平成元年3月までの期間、同年6月から3年3月までの期間、同年6月から4年3月までの期間、同年6月から5年3月までの期間、同年7月から同年10月までの期間、6年2月、同年3月及び7年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から60年3月まで
② 昭和60年8月から61年3月まで
③ 昭和61年7月から63年3月まで
④ 昭和63年8月から平成元年3月まで
⑤ 平成元年6月から3年3月まで
⑥ 平成3年6月から4年3月まで
⑦ 平成4年6月から5年3月まで
⑧ 平成5年7月から同年10月まで
⑨ 平成6年2月及び同年3月まで
⑩ 平成7年4月から同年8月まで

私は、国民年金の加入当初は、2、3か月ごとに市役所へ赴き保険料を納付しており、いつごろからか市役所の職員が毎月集金に来るようになり、その都度保険料を納付していた。申立期間が未納等とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦の国民年金保険料は自身が納付してきたと述べており、保険料納付については、市役所に赴いて支払ったことや、毎月、市の職員が自宅に集金に来たこと以外は記憶に無いとしている上、夫婦の特殊台帳（マイクログフィルム）から、申立人が行ったことが確認できる特例納付制度を利用しての納付（実施された3回のいずれも利用）及び数次にわたる過年度納付

についても覚えていないとしていることから、申立人の記憶は曖昧であり、申立人の主張から申立期間の保険料が納付されたことについて推認することは困難である。

また、申立期間の大半の期間に係る保険料は申立人の夫も未納とされているほか、申立人の年金加入期間（納付済月数及び免除月数）は、その夫と同じく年金受給権確保に最低限必要となる 300 か月とされており、オンライン記録等から確認できる平成 4 年度以降に係る保険料の納付状況（特に、60 歳到達以降に保険料を過年度納付していること）を見ると、申立人は自身の年金記録について把握し、受給資格期間を最低限満たすことができるように過不足無く調整して保険料を納付したこともうかがわれる。

さらに、申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿及び電算記録でも申立期間の保険料は未納又は免除とされており、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との記録間の齟齬は無い上、複数ある申立期間は計 180 か月にも及び、その間、申立人が保険料を納付したにもかかわらず、そのすべてが、社会保険事務所（当時）作成の国民年金被保険者台帳及び市作成の同名簿の双方から欠落したことも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に会社を辞め、4 月に事業を始めた当初は忙しかつたため国民年金の加入手続をしていなかったが、同年 10 月ごろ、親から勧められて市役所の窓口で加入手続を行い、保険料を一括で納めた記憶がある。その後、督促状も来ていないので、申立期間が未加入とされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 10 月ごろ、申立人の親から勧められて市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずであると述べているところ、申立人が所持する年金手帳には、国民年金被保険者資格取得時期として、申立期間の始期としている同年 4 月ではなく、同年 10 月 25 日と記載されており、オンライン記録のとおり、申立期間は国民年金には未加入とされている。このことから、申立人は、申立期間について保険料の納付を求められることは無かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料としてまとめて納付したとする保険料額のほか、年金手帳がいつどこで交付されたかについても覚えていないなど、記憶も曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から45年10月まで
昭和42年1月1日に父の定年退職を契機に父と兄と私の3人で印刷業を開業した。開業当初は個人経営であったため、厚生年金保険には加入していなかった。父は、事業主という立場であり経理も担当していたため、申立期間について、父が母と兄と私の国民年金保険料を納付していたと思う。父が兄の保険料だけ納付していたとは思えないので調査を依頼する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間については、申立人の父が、申立人、その母及び兄の国民年金保険料を納付していたと思うと述べているのみであるほか、申立人の保険料を納付したとする父及びその父が保険料を納付していたとする申立人の母は共に既に他界している上、申立人の兄は、自身及び申立人の申立期間に係る保険料については父が納付していたと思うとは述べるものの、申立人の保険料が納付されたことをうかがわせるまでの具体的な記憶に基づく証言は無く、申立期間の保険料の納付に係る状況は不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、申立人が国民年金に加入していたこともうかがえず、オンライン記録上も申立期間は未加入とされており、申立人の父が、申立人の申立期間の保険料を納付したことは考え難い。

さらに、申立人の父が申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1247

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 49 年 3 月まで

私は、勤めていた店が厚生年金保険に加入していなかったため、事業主が国民年金加入手続及び保険料納付をしてきていたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤めていた店の事業主が申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたとする一方で、申立人の義姉がこれらを行ったかもしれないとするなど記憶に曖昧な面がある。

また、その義姉は申立人に係る加入手続及び保険料の納付には関与していないとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の国民年金被保険者の状況から、昭和 49 年 3 月ごろ払い出されたものと推測され、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて国民年金加入手続が行われ、20 歳到達時までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。このことから、同手続が行われるまでは、申立人は国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記加入手続の時点で、申立期間のうち昭和 46 年 8 月から同年 12 月までは既に時効のため、保険料を納付することはできないところ、申立期間の保険料を納付したとする事業主夫婦は既に他界しているため、申立期間当時の状況は不明であり、申立期間のうち上記加入手続時点で時効前であった期間についてさかのぼって納付したとの推認も困難である。

加えて、申立期間当時、申立人と同じ店に勤めていた元同僚は、自身の国民年金加入手続及び保険料納付については自身で行っていたと述べている上、

保管している給与明細に国民年金保険料が天引きされた記載は無いとしている。

このほか、申立人が居住する市では昭和 47 年 3 月まで国民年金手帳を用いる印紙検認方式により保険料徴収を行っていたが、申立人が所持する同手帳の検認記録欄には納付済みを示す検認印が無く、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿においても申立期間は未納となっており、オンライン記録との齟齬も無い。

その上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 4 月までの期間及び 49 年 3 月から 50 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 49 年 3 月から 50 年 11 月まで

私は、結婚を控えた昭和 48 年 1 月、市役所の窓口にて、国民年金の加入手続を行い、その際に窓口職員に氏名や住所を結婚後のもので記載すべきかを相談した記憶がある。

また、昭和 49 年に退職後は、すぐに国民年金に加入し、納付書が送付されて来たので保険料を納付した記憶があるのに、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、昭和 48 年 1 月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしており、申立期間②についても、退職後すぐに加入手続を行い、以後、納付書で保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 50 年 12 月に国民年金に任意加入したことに伴い払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて加入手続を行ったものと推認できる。このため、申立人は、上記加入手続を行うまでは、国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、申立人の申立期間に係る国民年金への加入は任意であり、任意加入の対象となる期間については、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、さかのぼって保険料を納付することもできなかった。

また、申立人の所持する年金手帳にも、申立期間当時、国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、申立期間は未加入期間とされているほか、申立人が所持する昭和 50 年度の国民年金保険料納入通知書兼領収書でも、申立人が国民年金に任意加入する前の保険料は納付不要である旨の記載が確認でき、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月、同年4月、42年7月から43年6月までの期間、47年10月から48年2月までの期間、51年7月から52年3月までの期間及び56年5月から57年4月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月及び同年4月
② 昭和42年7月から43年6月まで
③ 昭和47年10月から48年2月まで
④ 昭和51年7月から52年3月まで
⑤ 昭和56年5月から57年4月まで

私は、刑務所に入所していた期間について、当初は、矯正管区等がすべて自動的に手続しており、途中からは、自分で出所後に市役所で住民登録等の手続をした際に手続をしたはずなので、申立期間に係る国民年金保険料が免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、刑務所収監中であつた申立期間について、国民年金保険料は免除されているはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の任意加入被保険者の加入年月から、昭和45年6月ごろに払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころ初めて国民年金の加入手続を行い、20歳到達時までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行ったとみられる昭和45年6月ごろまでは、申立人は国民年金に未加入であつたことになり、それまでは保険料の免除申請も行い得なかつた上、制度上、保険料が免除される期間は、申請のあつた日の属する月の前月から年度の末月までの期間とされていることから、45年6月ごろとみられる国民年金加入手続後に免除申請を行ったと

しても申立期間①及び②に係る保険料が免除されることは無い。

また、申立人の国民年金の記録は、申立期間以外も未納又は未加入とされている上、平成 10 年 4 月の退職に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年及び 12 年に申立人に対して国民年金に加入するように勧奨を行った事跡が確認できるが、申立人は、その後も勧奨に応じること無く国民年金に加入していないなど、申立人の国民年金に対する意識は高かったとは言えず、国民年金に未加入とされている申立期間③、④及び⑤についても、保険料が免除されたことは推認し難い。

さらに、申立人は、収監中に自身が国民年金等の手続を行った覚えは無いが、かつては、刑務所収容者の国民年金等の手続は、矯正管区等が代行に行ってくれていたはずであり、自身で手続を行わなければならなくなっても、刑務所出所後に自身で在監証明書を持参して役所で住民登録等の手続を行っており、その際に国民年金についても手続しているはずであると述べているところ、従来から制度上、国民年金の手続には本人からの届出が必要であり、関係矯正管区及び刑務所ともに、収容者の国民年金の手続を代行することは無いとしている上、申立人が手続をした可能性があるとして挙げたいずれの自治体においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成されたことはうかがえず、これらのことから、申立人は申立期間において国民年金には未加入とされ、免除申請を行い得なかったと考えられる。

加えて、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 49 年 3 月まで

私は、申立期間当時、夫婦で自営業を営んでおり、妻が、私の国民年金保険料を妻の分と一緒に納付していたので、私だけ申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付を申立人の妻が行っており、申立期間もその妻が夫婦分一緒に保険料を納付したはずであると述べているところ、その妻も、夫婦分一緒に保険料を納付していたと述べているが、国民年金の加入手続については、夫婦一緒に行ったのか、いつごろ行ったのかについて記憶が無いほか、保険料の納付方法についても記憶が無いとしており、申立人の妻の証言から、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがい知ることは困難である。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者の状況から、昭和 43 年 7 月ごろに払い出されたものとみられ、このころ加入手続が行われたものと推認できるのに対し、申立人の同記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者の状況から、49 年 7 月ごろに払い出されたものとみられ、これ以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、同年同月ごろ初めて加入手続が行われたものと推認できるため、申立人は同年同月ごろまで国民年金には未加入とされていたことになる。このことから、申立期間当時、申立人の妻は妻自身の保険料を納付することは可能であったが、申立人が主張するように、夫婦分一緒に保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、申立期間は未加入期間とされていることから、申立期間についてさかのぼって保険料を納付する

こともできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の居住する町の国民年金被保険者名簿でも、申立期間は未加入とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間当時、学生で親元を離れて生活をしていましたが、住民票は両親の元に置いており、私の国民年金の加入手続や保険料の納付は、母親が行ってくれていた。母親は、私の妻に、保険料を納付したから年金手帳を大切に保管しておくようにと述べている上、母親は年金を受給しており、その大切さを理解していることから、確実に手続をし、保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間が未加入とされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をその母親が行ってくれていたと述べているところ、これらを行ったとするその母親は既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時、住民登録をしていた市における保険料の納付方法は、昭和 48 年 3 月まで国民年金手帳を用いる印紙検認方式であったところ、申立人が所持する同手帳の印紙検認記録には検認印が押されておらず、保険料を納付したことがうかがえない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳は、申立期間当時、市が 20 歳に到達する者を対象に行った職権による適用対策により、昭和 44 年 11 月ごろ一斉に発行（この時点で同市では、当該者が国民年金強制加入対象者か、任意加入対象者か未把握）されたものであることが推認できるところ、申立人は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の者と同様に資格の取消処理が行われていることが確認できるが、申立人は申立期間当時、学生であったとしており、当時の制度上、学生の国民年金への加入は任意であったことから、市が、手帳発行後、申立人が学生であるとの情報を得るとともに申立人の加入の意

思（保険料の納付等）も示されなかったことから資格の取消処理を行ったものと考えても不自然ではない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 4 月 25 日まで
② 昭和 33 年 8 月 20 日から同年 11 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）に申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、当該期間において記録は無いとの回答を得た。

申立期間①及び②において、A事業所に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、高校の夜学部に通いながらA事業所に勤務していたと述べているところ、同僚及び同級生は、「申立人は、高校の夜学部に通いながらA事業所（B所）に勤務していた。」と証言していることから、申立人はA事業所（B所）に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、当時の事務担当者は、「A事業所は職種が多岐にわたっており、職種に応じて厚生年金保険に加入させるか否かの基準を事業主及び事務責任者で決めていた。また、厚生年金保険への加入のタイミングは、各C所の所長にゆだねられていた。」と回答している。

また、申立期間①当時の事業主、事務責任者及びB所の所長は死亡しており、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

申立期間②について、当時の事務担当者の証言から、申立人はA事業所（本社）に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、当時の事務担当者は、前述のとおり、A事業所は職種によって、厚生年金保険に加入させない場合もあると回答していることに加え、A事業所における厚生年金保険の適用基準について分かる者は死亡しているため、申立期間②に

おける、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

また、当時の同僚は、申立人のことは知っているが、同じ勤務場所ではなかったため、いつまで勤務していたかは分らない旨の証言をしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 28 日から 63 年 11 月 24 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A 事業所の関係店である B 店に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、A 事業所関係店とされる B 店に申立人が勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B 店が厚生年金保険の適用事業所になったのは、A 事業所が適用事業所でなくなった日と同日の平成元年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、A 事業所の元従業員及び B 店の事業主に照会したところ、申立期間当時の資料は残されておらず、申立期間当時の A 事業所の事業主は既に死亡しており、事務担当者も不明であるなど、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者資格を取得した者の記録を確認したが申立人の氏名は見当たらないほか、A 事業所の関係会社とされる複数の事業所の記録も確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間において、A 事業所の関係店とされる C 店で、複数回、雇用保険の被保険者資格を取得及び喪失していることが確認できるが、オンライン記録では C 店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

なお、D 市に照会したところ、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から 63 年 11

月までの期間は国民健康保険の被保険者だったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 23 日から 13 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所及び顧問社会保険労務士の回答から、申立期間のうち平成 11 年 9 月 20 日から 13 年 3 月 17 日までの期間、申立人が当該事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所及び前述の顧問社会保険労務士は、「申立人が厚生年金保険の加入を望まなかったために、加入の手続をしなかった。保険料の控除もしていない。」と回答している。

また、申立人が提出した平成 11 年分の給与所得の源泉徴収票には、社会保険料等の金額として、前職での社会保険料等の金額のみが記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 43 年 5 月まで

A事業所に勤務していた当時、健康保険被保険者証を使って病院へ行っていた。社会保険に加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主の娘は、「A事業所は個人事業であり、厚生年金保険の適用事業所ではなく、給与からの厚生年金保険料の控除はあり得ない。」と証言している。

また、オンライン記録では、A事業所が所在していたとされるB市内にA事業所という名称で厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

さらに、A事業所の元事業主は、オンライン記録から、昭和 36 年 4 月から 62 年 3 月までの期間は国民年金の被保険者期間であり、40 年 4 月以降、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険被保険者記録は確認ができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1309

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 16 日から 44 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。申立期間についても A 事業所に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚より退職時期は遅いので申立期間に勤務したのは間違いないと主張している。

しかし、上述の同僚は、「自分の退職時に申立人が勤務していたか、はっきり覚えていない。」と述べており、申立人の A 事業所における勤務時期を確認することはできない。

また、申立期間当時の A 事業所における厚生年金保険の被保険者の資格取得が確認できる者は、「申立人の名前は聞いたことはない。自分が勤務した時には申立人は、いなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録は、昭和 43 年 10 月 15 日が離職日となっており、この記録は申立人の健康保険厚生年金保険の資格記録と一致している。

加えて、B 事業所（A 事業所の名称変更後の C 事業所を合併）は、A 事業所の資料を保管しておらず、申立期間当時の A 事業所の事業主は死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる証言及び資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 7 月 1 日まで
② 昭和 29 年 7 月 16 日から 30 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 16 日から同年 12 月 28 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②及び③について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①にはA事業所、申立期間②にはB事業所、申立期間③にはC事業所で勤務したことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する同僚及び元事業主の親族は、申立人がA事業所に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の当該事業所における在籍時期について明確に記憶しておらず、申立期間①における申立人の勤務状況を確認できる証言は得られなかった。

また、上述の元事業主の親族は、元事業主は既に亡くなっていると回答していることに加え、オンライン記録によればA事業所は廃業していることが確認できることから、申立期間①における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所での申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人は、昭和 28 年 7 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、元事業主の親族は、申立人がB事業所に勤務していたことを記憶している。

しかし、オンライン記録によると、B事業所は、昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人が氏名を記憶する同僚もB事業所での資格取得日は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日、又は同日以降となっていることが確認できる。

申立期間③について、申立人が記憶する同僚に照会したが、申立期間③における申立人の勤務状況を確認できる証言は得られなかった。

また、申立期間③のうち、昭和39年7月16日から同年8月29日までの間については、申立人はB事業所の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、C事業所で社会保険事務を担当していたとする元事業主の妻に照会したところ、申立期間当時の資料は残っていないと回答していることから、申立期間③における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除を確認できなかった。

なお、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和39年4月20日から40年1月26日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 16 日から同年 8 月 27 日まで
② 昭和 43 年 8 月 17 日から 46 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 3 月 9 日から同年 5 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 7 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間③に係る事業所を退職後、昭和 53 年 1 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 21 日から 53 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。
給与明細書などは無いが、運転手として昭和 53 年 5 月まで勤務し、健康保険証を使ったことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細かつ具体的な申立内容から、勤務した期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所の事業主は、「自分は申立人と申立人の挙げた同僚3名を知らない。元請け事業所の指導もあり、当社は、本社勤務の社員を全員厚生年金保険に加入させていたと思う。ただし、仕事柄、現場では臨時の日雇労働者も多用し、日雇の運転手も働いていた。彼らは日雇健康保険に加入していた。」と証言している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 44 年 4 月 1 日から 53 年 5 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が同じ職場で同じ職務に就いていたとして挙げた同僚3名についても健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において資格を取得した者の中に当該3名の氏名は無い。

なお、オンライン記録によると、申立人は、昭和 45 年 5 月 21 日から国民年金の被保険者期間となっており、50 年 4 月から 53 年 3 月までの期間について、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 44 年 5 月まで
社会保険事務所（当時）に申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。
申立期間にA事業所又はB事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

職場の上司の証言及び申立事業所の昭和 44 年の社内旅行の集合写真から、勤務した期間は特定できないものの、申立人はA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA事業所工務課主任は、「農閑期のみ働くような短期間の勤務の者は、厚生年金保険等に加入していなかった。」と証言している。

また、申立人の姉も、申立事業所に一緒に勤務していたとするため、申立人の姉の厚生年金保険の被保険者記録を調査したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できず、採用後8カ月経過後の記録が確認できたため、申立人の姉に照会したところ、「この時期に正社員として採用された。申立期間は季節工だった。」との回答を得た。

さらに、A事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 43 年 11 月 12 日から 44 年 7 月 8 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立期間に係るA事業所の雇用保険の記録も確認できない。

加えて、B事業所（A事業所と事業主及び住所は同一）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 43 年 11 月 8 日から 44 年 9 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、この間に欠番は無く、申

立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月15日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間についてA事業所の海外支店に勤務したことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の海外支店に勤務し、Bに関係する事業に従事していたと主張している。

しかし、申立期間当時、海外支店に勤務する者が厚生年金保険被保険者となるには、国内にあるA事業所の本店等での厚生年金保険の加入が必要なため、国内にある当該事業所本社について調査したところ、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間は、昭和19年10月1日から20年3月10日までの期間であることが確認できる上、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録は確認できない。

また、A事業所の海外支店において勤務していたことが確認できた複数の者について調査したが、当該事業所本社における上記被保険者名簿において、当該複数の者の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人がBに関係する事業に従事していたと主張しているため、C室に照会したところ、「帰還 22. 4.」「官職、D」との記録は確認できたものの、A事業所に在籍していたことを確認することはできなかった。

加えて、「A事業所は閉鎖時に全ての資料を焼却した。」との元従業員の証言

記録が残されていることから、申立人に係る新たな資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月から 18 年 2 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の記録は無いとの回答だった。
A事業所からB事業所に派遣されており、勤務していたことに間違いは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賃金台帳から、申立人は平成 16 年 7 月 8 日から 17 年 10 月 29 日までの期間、A事業所からB事業所を含む複数の企業に派遣され、この間A事業所から賃金の支給を受けていたことが確認できる。

しかし、上述の賃金台帳に記載されている申立人の記録では、平成 16 年 7 月から 17 年 10 月までの給与支給額から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は申立期間当時、B事業所で一緒に働いていた同僚の氏名を挙げておらず、同僚から証言を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 9 日から同年 6 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。
前職を退職後すぐに勤務したと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶している同僚は、申立人のA事業所における勤務期間までは記憶しておらず、申立人が勤務を開始した時期について特定することはできなかった。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員は、「自分はA事業所において厚生年金保険に加入する前から当該事業所に勤務している。」と証言している。

さらに、申立期間当時のA事業所の社会保険事務担当者は、「当時は入社してしばらく勤務状況をみたうえで厚生年金保険に加入させており、その間については保険料も控除していない。また、厚生年金保険と雇用保険の加入手続は同時にしていた。」と証言しており、A事業所では必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

なお、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、A事業所の後継事業所であるB事業所に照会したところ、申立期間当時の給与、人事関係書類は残されていないと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 2 日から同年 7 月 4 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A会の辞令により、昭和 58 年 4 月 2 日からB事業場に勤務していることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA会の辞令から、申立人が申立期間についてB事業場のCとして勤務していたことは確認できる。

しかし、B事業場はD事業所として厚生年金保険に加入していたため、E事業所（D事業所の後継事業所）に照会したところ、「申立人は、正規職員の産休代替Cであると思われる。産前、産後の代替Cの期間は、厚生年金保険には加入していなかったものと思われる。」との回答を得た。

また、申立期間当時、D事業所で厚生年金保険の被保険者記録ができる複数の者は、「勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者になっていない期間があると思う。」と述べていることから、当該事業所では、必ずしも勤務していたすべての期間について厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 58 年 7 月 4 日に、D事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人のD事業所における雇用保険被保険者記録は、厚生年金保険被保険者記録と一致しており、申立期間において雇用保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 59 年 11 月 1 日まで

社会保険庁（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所（現在は、B事業所）で厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主及び元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A事業所は、昭和 61 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所の事業主は、「A事業所は、昭和 61 年 6 月に厚生年金保険に加入した。申立期間当時は各個人で国民年金、国民健康保険に加入してもらっていた。そのため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

さらに、申立人が一緒に働いていたと記憶する元同僚は、「A事業所は、申立期間当時は厚生年金保険に加入していなかったと思う。健康保険については、自分は国民健康保険に加入していたと思う。」と述べており、当該同僚のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、オンライン記録から、昭和 61 年 6 月 1 日であることが確認でき、申立期間は、厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間のうち、20 歳に達した日の属する月から昭和 59 年 10 月までの期間は、国民年金保険料を納付していること

が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1326 (事案 941 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から23年6月1日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、昭和23年6月1日に会社を退社した際に、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和23年7月1日に脱退手当金が支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和23年6月1日に会社を退社した際に、脱退手当金を受け取っていないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。